

魚沼市国土強靱化地域計画

令和3年～令和7年
(2021年度～2025年度)

(案)



魚沼市

目 次

1. 計画の概要	
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
2. 国土強靱化の基本的な考え方	
(1) 基本目標	3
(2) 事前に備えるべき目標	3
3. 想定される自然災害（リスク）	4
4. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	4
5. 脆弱性の評価	
(1) 脆弱性の考え方	6
(2) 脆弱性評価の実施手順	6
(3) 脆弱性評価の結果（課題の抽出）	6
6. 脆弱性評価の結果に基づく、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	15
7. 計画の推進と見直し	
(1) 計画の推進	27
(2) PDCAサイクルによる施策の推進	27
(3) 推進体制	27
(4) 計画の見直し	27

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

「国土強靱化」とは、自然災害が発生する度に、長時間・長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避けるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり分野や産業分野等を含めた総合的な取組として計画的に実施することで、様々な自然災害が発生した場合においても、最悪な事態に陥ることを避けられるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った強靱な地域づくりを「平時から」推進するものです。

国では、東日本大震災などの教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）を制定するとともに、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「国基本計画」という。）」を策定し、強靱な国づくりをすすめています。

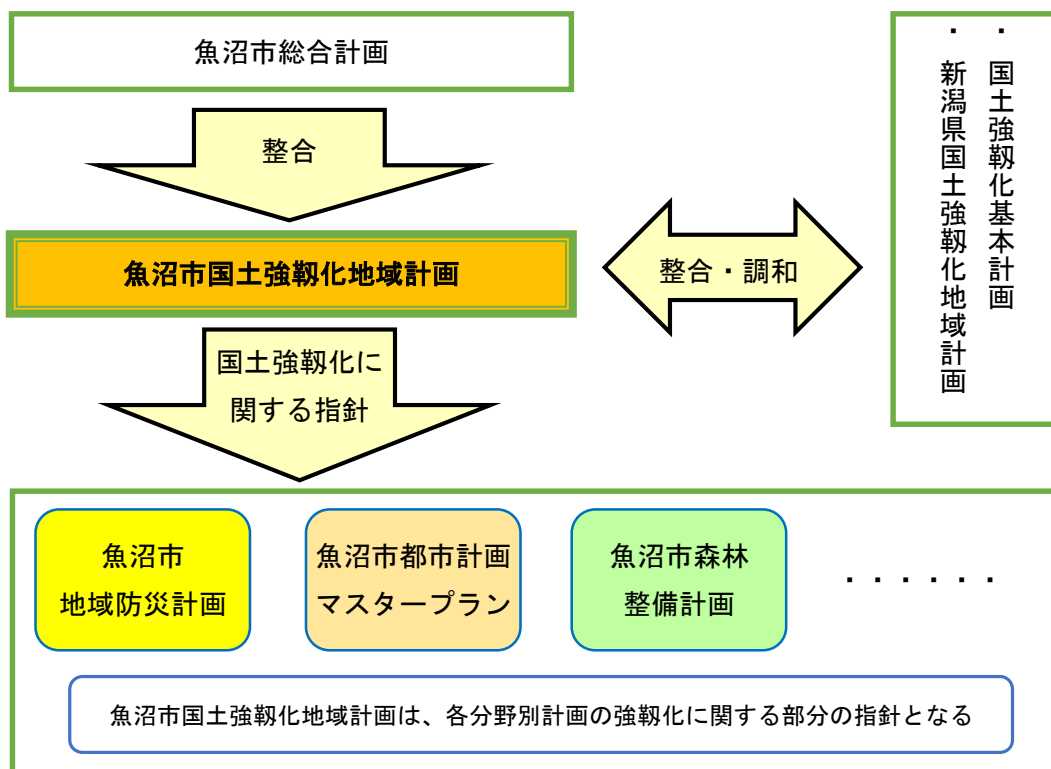
また、基本法の第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下、「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

新潟県においても、国の動きを受け、平成 28 年 3 月に国基本計画や県の最上位計画である、新潟県総合計画「にいがた未来創造プラン」と調和を図りながら「新潟県国土強靱化地域計画（以下、「県地域計画」という。）」を策定するなど、県土の全域にわたる強靱な地域づくりに向けた取組をすすめています。

こうしたことから、本市においても基本法に基づき、国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図りながら、いかなる自然災害が発生しても、人命を守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「魚沼市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市における国土強靱化に関し、市政の最上位計画である「魚沼市総合計画」との整合を図りながら、魚沼市地域防災計画をはじめとした各分野別計画の指針となるものです。



■本市の国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

	魚沼市国土強靱化地域計画	魚沼市地域防災計画
対象のリスク	自然災害全般を想定	風水害、地震や大規模事故などの「リスク」を特定する。
特徴	どのような事が起きようとも、人命を守り、地域経済への被害が致命的なものにならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた強靱なまちをつくりあげるため、平時からの取組を幅広く位置づけた、長期的なまちづくりの方向性を示す計画	災害の種類ごとに、主に災害発生時・発災後の組織体制や役割分担、経過時間ごとの取組などの対応を具体的対策を取りまとめた計画 【計画の種類】 ・風水害対策編 ・震災対策編 ・原子力災害対策編
施策の推進方針	強靱化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る	—

(3) 計画の期間

本計画は、魚沼市総合計画との整合を図るため、第二次魚沼市総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2. 国土強靱化の基本的な考え方

国基本計画及び県地域計画における基本目標を踏まえ、以下の3つの「基本目標」を設定します。

(1) 基本目標

いかなる災害が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市民の生活・地域・経済の機能を停滞させないこと
- ③ 停滞しても速やかに回復できる社会システムの構築

を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりの構築に向けた国土強靱化地域計画を推進します。

(2) 事前に備えるべき目標

3つの「基本目標」を達成するため、国基本計画及び県地域計画を基に、本市における8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

1. 人命を最大限に保護する
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 想定される自然災害（リスク）

本市特有の豪雪、梅雨前線等に伴う異常豪雨による地すべり災害、大雨・台風等による洪水災害、フェーン現象による猛暑及び地震などの大規模自然災害を想定しますが、県地域計画に準じて、大規模自然災害全般を想定しました。

4. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国基本計画及び県地域計画を基に、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」に対する22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次ページのとおり設定しました。

8つの「事前に備えるべき目標」に対する22の「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標 (8)	起きてはならない最悪の事態 (22)
1. 人命を最大限に保護する	1-1 建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 1-2 豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生 1-3 豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生 1-4 野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態 2-2 医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺 2-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 農林水産業・商工業の生産力が低下する事態 5-2 風評被害による観光業等への影響 5-3 人口流出・高齢化による労働力の低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気・石油・ガス等エネルギーの供給停止が長期化する事態 6-2 上下水道の供給・機能停止が長期化する事態 6-3 食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態 6-4 重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

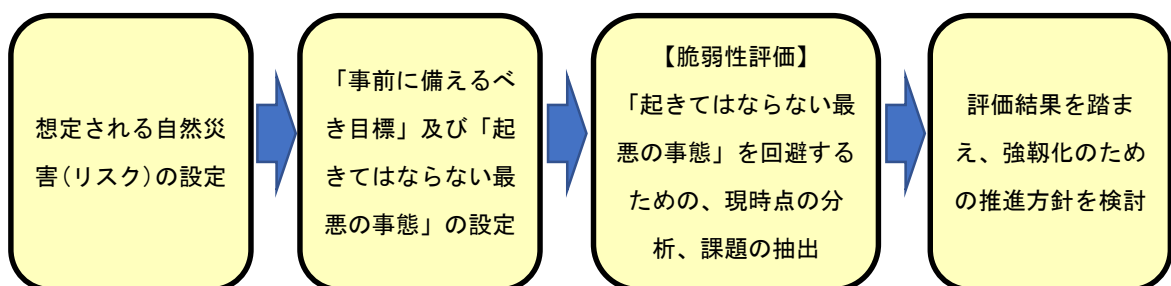
5. 脆弱性の評価

(1) 脆弱性の考え方

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要です。このため、本市がこれまで経験した地震、水害、豪雪などの大規模自然災害等のさまざまなリスクを踏まえ、仮に災害が発生した場合、致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するためには、現状のどこに課題があり、どこが弱点となっているかを明らかにするため、担当部局で想定される事前防災のほか、他部署との連携が必要になる内容も含め、防災・減災の脆弱性評価を全庁的に行いました。

(2) 脆弱性評価の実施手順

国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」及び「県地域計画」における脆弱性評価を基に、22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、現状や課題を整理し、事態の回避に向けた脆弱性評価を実施しました。



(3) 脆弱性評価の結果（課題の抽出）

22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性の評価を行い、回避に向けた課題を抽出し、「事前に備えるべき目標」ごとに一覧にしました。

評価結果については次ページのとおりです。

脆弱性評価の結果（課題の抽出）

目標 1. 人命を最大限に保護する	
1-1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上重要な建築物、不特定多数が出入りする施設及び一般建築物の耐震化を一層促進する必要がある。 ○ ガス内管の損傷により火災につながるため、地震に強いガス管の設置及び布設替えが必要である。 ○ 消防水利の整備を耐震化と合わせてすすめる必要がある。 ○ 所有者による適切な管理が行われていない空家が増加し、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災が懸念されることから、適切な対応をすすめる必要がある。 ○ 火災警報器の適正な設置により火災の早期発見や逃げ遅れによる被害の減少につながることから、市内未設置世帯への普及啓発や適切な維持管理の周知にさらに取り組む必要がある。 ○ 防火意識の普及促進とともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成を推進する必要がある。 ○ 災害時においては、救命救急、消火活動、応急復旧や物資の輸送など広域的な活動を展開する必要があることから、道路交通網の整備を着実にすすめる必要がある。また、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を推進する必要がある。
1-2	豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 局所的な集中豪雨等による水害が頻発しており、甚大な浸水被害が懸念されるため、計画的な河川改修が必要である。 ○ ポンプ場等の整備により内水の排水機能の向上を図る必要がある。 ○ 橋りょう、水門等の河川構造物の耐震補強をすすめる必要がある。 ○ 土砂災害被害防止のため、急傾斜地などの土砂崩れの防止対策を講じる必要がある。 ○ 山地に起因する被害を防止または軽減するため森林整備を促進する必要がある。 ○ 土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップを活用し、警戒区域内における避難場所や避難経路など、避難体制について周知を強化する必要がある。

1-3	豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国や県と連携し、効果的な道路除雪を実施するなど、冬期の円滑な交通を確保する必要がある。 ○ 雪崩防止施設の機能不全や荒廃した森林による雪崩被害を防止するため、施設整備等の対策を行う必要がある。 ○ 大雪による住宅の倒壊の危険性があることから、危険空き家住宅等の取り壊しをすすめる必要がある。 ○ 防護柵整備や融雪設備等の修繕を推進する必要がある。
1-4	野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 野生鳥獣による人的被害を防止するため、市民への情報伝達、見回り・捕獲体制の整備を図る必要がある。
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模停電により避難情報等の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、収集・伝達において複数の手段を確保する必要がある。 ○ 各種防災訓練のほか、自助、共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域における自主防災組織活動の充実を図る必要がある。

目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未耐震化、釣り天井となっている避難所は、防災機能強化のため、施設設備の改修が必要である。また、自家発電機の設置など、最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。 ○ 洪水、土砂災害など災害種別により、避難が適さない避難所があるため、市民に周知する必要がある。 ○ 指定緊急避難場所、指定避難所の周知をしていくほか、避難所へのスムーズな受け入れや避難所での快適な生活環境の確保が可能となるように取り組む必要がある。また、要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのための「避難所開設・運営マニュアル」を策定する必要がある。 ○ 避難所における市民の精神的健康状態を把握するとともに、災害時において発生するストレス関連障害に対して、保健所等と連携し、こころのケアに関する支援体制づくりに取り組む必要がある。 ○ 救援部隊など、関係機関による支援及び応援を円滑に受け入れできるよう、受援体制の構築をしておく必要がある。
2-2	医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護従事者等の人員不足が生じるなど、医療・介護施設の機能停止を避けるため、緊急時の体制を視野に入れた平時からの人員確保が必要である。 ○ 大規模災害発生時にも医療提供を継続する必要があるため、医療資機材の入手手段を確保する必要がある。
2-3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症等の大規模発生を防ぐため、平時から定期予防接種を促進させる必要がある。また、衛生水準の低下による感染症予防及びまん延を防ぐための衛生教育ができる人材を育て、避難所等における感染症まん延防止対策等をすすめる必要がある。 ○ 被災時は、衛生用品の入手が困難になることから、備蓄品の充実を図る必要がある。 ○ 感染症、新型病原体等の流行による罹患者数の増加は、医療機関等への受け入れが困難となるため、受入体制の強化が必要である。

目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
	<p>○ 災害時に行政機能が被災しても対応拠点施設として機能不全にならないよう、平時から、業務継続のための資源の確保及び、非常時においても優先される業務を継続できる体制を構築するため、市業務継続計画 (BCP) を策定しておく必要がある。</p> <p>※BCP (Business continuity plan) = 災害等の危機的状況下に置かれた場合においても、重要な業務を継続できる方策を平常時から用意しておく事業継続計画。</p> <p>○ 停電時のための非常用発電装置等を整備し、停電時での行政機能を確保する必要がある。</p>

目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	<p>○ 大規模停電等により避難情報の収集・伝達ができないことによる避難行動の遅れを生じさせないため、国や県などの関係機関との迅速かつ確実な情報伝達体制を強化するとともに、エリアメールやホームページ、SNS、コミュニティ FM など、複数の情報伝達手段を確保し、市民に迅速な情報提供を図る必要がある。</p>

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	農林水産業・商工業の生産力が低下する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に経済活動の停滞を招かないように、平時より企業間の連携が図られるような協力体制の整備をしていく必要がある。 ○ 市内企業へ事業継続計画 (BCP) 策定の必要性について普及、啓発をすすめるとともに、策定を推進していく必要がある。 ○ 平時からの農林業用施設の定期的な点検を実施し、適切な維持管理を行う必要がある。 ○ 樋門、樋管、地すべり防止施設等の農林業用施設における雨量、水位、水質等の情報を迅速に集約する手法の整備が必要である。 ○ 家畜伝染病が発生した場合、迅速かつ的確な防疫措置を講じる必要がある。
5-2	風評被害による観光業等への影響
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市観光協会及び民間事業者と連携をすすめ、平時から本市へ来訪するリピーターを確保するとともに、復旧後の来訪を促すためのお得なキャンペーン等の情報を迅速に届けられる仕組みの構築が必要である。
5-3	人口流出・高齢化による労働力の低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応に不可欠な建設関係団体等との連携を強化していくとともに、災害時において多くの被災者に支援を行うためには、災害ボランティアの協力が必要不可欠なことから、魚沼市社会福祉協議会等と協力し、迅速な災害ボランティアの受入体制の構築をすすめる必要がある。

目標 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	<p>電気・石油・ガス等エネルギーの供給停止が長期化する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各ライフライン事業者等との協定に基づく協力体制を強化していく必要がある。 ○ 電気においては、災害発生時に優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中核となる官公署、避難所への電力復旧を優先して行う等、協力体制の構築が必要がある。 ○ 市はガス事業者として、ガス供給設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制の構築をすすめる必要がある。 ○ 市はガス事業者として、施設の耐震化をすすめる必要がある。
6-2	<p>上下水道の供給・機能停止が長期化する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化、耐水化をすすめる必要がある。 ○ 被災住民に必要な飲料水等を供給するため、給水機能の早期回復を図る必要がある。 ○ 停電による取水・浄水場の機能停止により、水道が供給停止となるため、電源を確保する必要がある。 ○ 下水処理場やポンプ場が被災または停電すると、汚水処理が不能となるほかポンプ停止に伴い各地での漏出による衛生環境の悪化が懸念されるため、対応体制を構築しておく必要がある。
6-3	<p>食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資確保のため、民間事業者等との協定締結により、食料品を始めとした物資調達の供給体制の整備をすすめる必要がある。 ○ 流通が機能しないことにより、食料や日用品等の物資が供給されないことが見込まれるため、備蓄拠点の整備をすすめる必要がある。備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、各地域に拠点を設ける必要がある。 ○ 食料の供給にあたっては、高齢者、乳幼児、食物アレルギー患者等の食事に特別な配慮を要する者に対応する食糧の備蓄についても、災害時に速やかに提供できる体制を整備する必要がある。 ○ 家庭での備えとして、特に高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等に対応できるように、家庭内備蓄の普及啓発を図る必要がある。また、事業所、社会福祉施設、病院等においても、災害備蓄の重要性について普及啓発を図る必要がある。

6-4	重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時に幹線道路の分断による避難や救急活動に支障を生じさせないため、災害に対する安全性を備えた道路施設の整備及び道路機能の維持向上や、複数の交通ネットワークについて整備し、迅速に道路情報を収集し道路機能を確保する体制の整備をすすめる必要がある。 ○ 災害時の輸送、広域支援などで重要となる幹線道路について、国や県と連携して整備をすすめる必要がある。 ○ 降雪期は、避難路、輸送路等、重要な役割を果たすため、交通ネットワークにおける緊急輸送道路の整理が必要である。

目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業水利施設において、大規模地震や豪雨などの災害による人家や公共施設等への被害を防ぐとともに、住民の防災意識の向上を図る必要がある。 ○ 天然ダム（河道閉塞）等が発生した場合、適切な避難指示と情報伝達を行う必要がある。 ○ 降雪期は、雪崩等による災害も想定されることから、避難対策を整理しておく必要がある。 ○ 山地に起因する被害を防止または軽減するため森林整備を促進する必要がある。（再掲） ○ 大規模災害時に、学校や不特定多数が集まる施設の周辺において、土砂災害による被害を回避するため、また、救命・救助活動の停滞を回避するため、老朽化した砂防施設について、維持管理計画に基づく適切な維持管理・更新をすすめる必要がある。 ○ 山間部集落において、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されているため、地域資源の保全のための取組が必要である。
7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震や河川の氾濫など、有害物質の排出・流出等による汚染被害や市民の健康被害を最小限に抑制する必要がある。 ○ 危険物（火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物資・放射性物資）等の取扱いについて安全策を講じるとともに、取扱い事業所に対し、法令遵守、管理体制の確立等の指導を行い、拡散・流出の未然防止を図る必要がある。

目標 8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時より広報、防災訓練等を通じて、災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知を行う必要がある。 ○ 災害廃棄物の処理を迅速に行えるよう、近隣自治体及び民間事業者と災害時協定等による連携体制を構築し、ごみ発生量の把握、処理計画の策定、協力体制の確保に努める必要がある。 ○ 災害発生時には廃棄物の処理能力を超える災害廃棄物の大量発生による廃棄物の収集及び処理の停滞に伴う悪臭や有害物質の流出等の周辺環境の悪化を防ぐ対策が必要である。 ○ 住宅・建物の耐震化をすすめ、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する必要がある。 ○ 降雪期は、除雪等の障害や冬期交通確保を考慮し、仮置き場等の検討が必要である。 ○ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。
8-2	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、河川の整備をすすめるとともに、公園、公共施設の点検改修を行うことにより、災害に強いまちづくりを計画的に実施し、すみやかな復旧・復興活動が行われるような基盤整備をすすめる必要がある。 ○ 住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、国、県等と連携・協力をしながら、「応急的な住宅の確保」及び「公営住宅の供給」をすすめつつ、必要に応じた支援体制を整える必要がある。 ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の自助・共助による防災体制を構築するため、住民主体による自主防災組織の取組及び地区防災計画の策定を促進する必要がある。 ○ 非常時の治安の悪化を防ぐためには、市民一人ひとりが防犯知識を習得し、防犯意識を高めることにより、日常生活の中で犯罪にあわないための取組をすすめる必要がある。 ○ 地域活動の維持や担い手確保のため、平時から地域コミュニティ自身が地域の課題解決を図りながら、自主防災組織の充実を図る必要がある。また、コミュニティ協議会等への支援を継続していく必要がある。

6. 脆弱性評価の結果に基づく、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、22の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、本市で推進すべき施策を検討し、次ページのとおり方針をまとめました。

なお、限られた資源で効果的かつ効率的な強靱化を推進するため、重要度、緊急性などを考慮しながら取組をすすめていきます。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

目標 1. 人命を最大限に保護する	
1-1	建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	<p>【建物等の耐震化・長寿命化等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「魚沼市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建築物既存ストックの長寿命化を図るため、集約化、多機能化を含め、老朽化した市営住宅の改修を推進します。また、住宅・建築物の耐震化やブロック塀の安全対策を推進するため国県と協調した支援を行うとともに、関係団体等との連携による普及啓発等に取り組みます。(都市整備課) ● 学校施設のうち、耐震性のない建物については、公共施設再編整備計画アクションプランに基づき、耐震化改修又は解体をすすめます。(学校教育課) ● 市内公立児童福祉施設について、建築物の老朽化調査を行い、これに基づいて個別施設の長寿命化計画を策定し、施設整備を実施していきます。(子ども課) ● 既設の老朽管について、可とう性に優れ腐食に強いポリエチレン管への布設替えの必要性を利用者に周知し入替の促進に努めます。(業務課) ● 「魚沼市空家等対策計画」に基づき、管理不全で倒壊や飛散の危険がある空き家の安全対策を推進します。(地域創生課) <p>【防火対策の推進・自主防災組織の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉施設や事業所における防火設備の設置や火災に対する避難計画の策定、避難訓練の実施、地域住民からの協力体制づくりなど、防災意識について普及啓発を図ります。(福祉支援課) ● 住宅用火災警報器の設置を推進します。あわせて住宅用火災警報器の電池使用限界が約10年であることから、定期的な更新についての広報を推進します。(消防本部) ● 防火意識の普及を促進するとともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成を推進します。(消防本部) ● 消火活動上重要な消火栓、防火水槽等の消防水利や消防車両等の計画的な整備を推進します。(消防本部) <p>【道路交通網の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、災害に強い道路交通網の形成を効果的にすすめます。(建設課) ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。(建設課)

1-2	豪雨・河川の氾濫による市街地等の浸水及び土砂災害による死傷者の発生
	<p>【河川改修等の治水対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害を未然に防止・軽減するための事前対応策として、河川整備事業や河川改修事業、堆積土砂や雑木等の除去などのハード事業の整備を着実にすすめるため国や県に働きかけます。(建設課) ● 国や県に対して、河川改修事業の更なる進捗を働きかけていくとともに、施設の適切な維持管理に努めます。(建設課) ● 排水ポンプ場の整備をすすめるとともに、既存の排水機場の機能強化などの対策をすすめます。また、浸水対策の進んだ地域においても計画雨量を超える局所的な集中豪雨への備えが必要な箇所について、更なる対策をすすめます。(建設課) ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新をすすめます。(建設課) <p>【土砂災害警戒避難体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害防止施設の整備の推進により、土砂災害に対する安全度の向上を図ります。(建設課) ● 避難場所等の情報を整理した総合的なハザードマップなど様々な防災情報を市民に周知するとともに、自主防災組織による避難経路等を含めた地区防災計画策定の取組を促進します。(防災安全課) <p>【森林整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の公益的機能（土砂流出防止、土砂崩壊防止、土壌侵食防止、洪水緩和、水量調節等）が発揮されるよう「魚沼市森林整備計画」で定める「公益的機能別施業森林」の区域内において適切な森林整備・保全活動及び治山施設の整備を推進します。(農林整備課) <p>【道路交通網の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、災害に強い道路交通網の形成を効果的にすすめます。(建設課)【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。(建設課)【再掲】 <p>【消防活動体制の確保・装備等の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 常備消防、非常備消防における装備の計画的な整備を推進します。(消防本部)

1-3	豪雪による雪崩及び融雪による地すべり災害等に伴う死傷者の発生
	<p>【道路交通網の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 冬期間の安全・安心な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除雪計画に基づいた円滑な道路除雪に努めます。(建設課) ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的にすすめます。(建設課) ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。(建設課)【再掲】 ● 「魚沼市空家等対策計画」に基づき、管理不全で倒壊や飛散の危険がある空き家の安全対策を推進します。(地域創生課)【再掲】 <p>【森林整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雪崩防止施設の整備や雪崩の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の森林整備を推進します。(農林整備課)
1-4	野生鳥獣被害等に伴う死傷者の発生
	<p>【鳥獣被害対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ対策本部を設置し、全庁的な警戒体制をとるとともに、自治会、猟友会、警察署、保健所等と連携を図りながら、複数媒体による出没情報の発信や被害予防の注意喚起、情報共有による効率的な捕獲や駆除、追い払い等に取り組みます。(生活環境課) ● 人的被害の危険が高い鳥獣の出没に備え対応マニュアルを整備します。(生活環境課) ● 「魚沼市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣出没情報に応じて、魚沼市鳥獣被害対策実施隊による巡回や、罠又は銃による捕獲を行います。(農政課)

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
	<p>【市民への情報伝達体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等との連携を密にし、情報収集体制の整備をすすめるとともに、防災行政無線と相互に補完しあう緊急告知ラジオや登録制メール配信、各種防災アプリなど様々な手法による情報発信に努めます。併せて発災時における市民自らの情報収集の重要性を啓発します。(防災安全課) ● 緊急メールやSNS等を利用した情報伝達の手段を増やし、市民が情報を得られる方法を増やします。(秘書広報課) ● 避難情報の伝達方法について、様々なツール(メール、ファックス、SNSなど)の活用のほか、避難情報をわかりやすい日本語で表示するなど、障害のある人だけでなく、外国人や子どもなどでも理解しやすい情報の発信に努めます。(福祉支援課) <p>【地域防災活動・防災教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市補助事業により、自助・共助の意識醸成を図り、自主防災組織活動の活性化を推進します。(防災安全課) ● 行政と自治会等における情報伝達手段の確保に向け、自治会においては集会施設の発電機等電気設備の点検、個人においては携帯電話や防災ラジオ等の機器類の動作確認や充電器具を車両等に備えるなど、有事の際に行政・自治会・市民がスムーズに情報伝達できるよう啓発活動を行います。(地域創生課) ● 国民保護計画をもとに消防団の役割等の教育を推進します。(消防本部) ● 消防団装備計画に基づき、無線機の計画的な整備を推進します。(消防本部)

目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	避難所等が適切に運営できず避難所等の安全確保ができない事態
	<p>【避難所の適切な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハザードマップやホームページ、地理情報システム等により指定避難所・福祉避難所等の位置、名称、対応可能な災害種別等の周知を行います。(防災安全課) ● 避難所運営に必要な備品や消耗品等の備蓄を行うとともに、「避難所運営マニュアル」に基づき、適切な避難所運営に努めます。(防災安全課) ● 大規模災害時におけるスムーズな受援体制が図れるよう関係課、関係機関等と連携を図りながら「受援計画」の策定をすすめます。(防災安全課) ● 学校施設で避難所となっている建物のうち、吊り天井となっているものについて施設の改修をすすめます。(学校教育課) ● 要配慮者や女性等の視点に配慮した避難所づくりのための「避難所開設・運営マニュアル」を策定するとともに、避難者のニーズを把握し、必要に応じて随時改訂を行います。(学校教育課) ● 平時から、ストレスに対処する方法や相談先を周知するとともに、身近な人の変化に気づき支援できる人材の育成に取り組みます。(健康増進課) <p>【主な目標指標】 市民向けゲートキーパー養成講座参加者数(累計) 309人(R1) ⇒ 800人(R7)</p>
2-2	医療施設及び医師・看護師等の被災・絶対的不足による医療等機能の麻痺
	<p>【被災時の医療体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 陸上自衛隊および日本赤十字社へ医師等の派遣要請を行い、医療等機能が継続して行えるような体制づくりの整備を推進します。(防災安全課) ● 災害時に増加する医療需要に対応するため、市立小出病院の人材を確保するとともに、保健所、医師会及び近隣の医療機関との連携強化を図ります。(健康増進課) ● 災害時においても、必要な医療資機材を確保するため、関係各所との連携を強化し、計画的な備蓄をすすめます。(健康増進課) ● 魚沼圏域以外の医療機関との連携を推進します。(消防本部)

2-3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生																
	<p>【被災時の感染症等の対策、衛生面の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症用資機材の計画的な備蓄を推進します。(消防本部) ● 感染症マニュアルを作成し、医療機関との連携を推進します。(消防本部) ● 保健所及び健康増進課等と連携しながら、要援護高齢者への適切な対応を推進します。(介護福祉課) ● 介護事業所が利用者への対応が適切に行えるよう、情報収集・情報提供の体制整備について推進します。(介護福祉課) ● 感染症のまん延を予防するため予防接種の促進と予防のための知識の普及に努めるとともに、流行している感染症に関する正しい情報と予防方法を発信します。(健康増進課) <p>【主な目標指標】</p> <p>予防接種接種率</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 麻しん風しん (1期2期平均)</td> <td>93.1%(R1)</td> <td>⇒</td> <td>95.0%以上 (R7)</td> </tr> <tr> <td>・ BCG</td> <td>96.1%(R1)</td> <td>⇒</td> <td>100.0% (R7)</td> </tr> <tr> <td>・ 季節性インフルエンザ (子ども)</td> <td>47.8%(R1)</td> <td>⇒</td> <td>50.0% (R7)</td> </tr> <tr> <td>・ 季節性インフルエンザ (高齢者)</td> <td>60.2%(R1)</td> <td>⇒</td> <td>65.0% (R7)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症、新型病原体等の流行による罹患者の増加に備え、保健所及び近隣医療機関と連携して、症状に応じた効率的な入院体制について平時から検討を行います。(健康増進課) ● 豪雨や河川の氾濫により住まいに影響が及んだ場合に備え、予め消毒剤等の取扱店や在庫数を把握するとともに災害発生時における優先的な供給など協力関係を構築します。(生活環境課) 	・ 麻しん風しん (1期2期平均)	93.1%(R1)	⇒	95.0%以上 (R7)	・ BCG	96.1%(R1)	⇒	100.0% (R7)	・ 季節性インフルエンザ (子ども)	47.8%(R1)	⇒	50.0% (R7)	・ 季節性インフルエンザ (高齢者)	60.2%(R1)	⇒	65.0% (R7)
・ 麻しん風しん (1期2期平均)	93.1%(R1)	⇒	95.0%以上 (R7)														
・ BCG	96.1%(R1)	⇒	100.0% (R7)														
・ 季節性インフルエンザ (子ども)	47.8%(R1)	⇒	50.0% (R7)														
・ 季節性インフルエンザ (高齢者)	60.2%(R1)	⇒	65.0% (R7)														

目標3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	庁舎及び職員の被災により行政機能が低下する事態
	<p>【行政の業務継続体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市業務継続計画 (BCP) を策定し、災害時においても、業務継続のための資源の確保、体制構築のための取組を推進します。(全庁・総務人事課) ● 業務継続計画 (BCP) に基づき、有事を想定した訓練を推進します。(消防本部) ● 災害が収まった後の被災家屋調査及び被災証明の早期発行のため、新潟県統一の被災者支援システムの導入を検討します。(防災安全課・税務課)

目標 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災行政無線施設の長期停止により災害情報が伝達できない事態

【市民への情報伝達体制の強化】

- 関係機関等との連携を密にし、情報収集体制の整備をすすめるとともに、防災行政無線と相互に補完しあう緊急告知ラジオや登録制メール配信、各種防災アプリなど様々な手法による情報発信に努めます。(防災安全課)

目標 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 農林水産業・商工業の生産力が低下する事態

【事業者における事業継続体制確保の促進】

- 市内企業の協力体制が整備されるよう、業界団体等に対する支援を推進します。(商工課)
- 市内企業の業務継続体制を強化するため、企業の事業継続計画 (BCP) 策定の推進に向け、企業に対する普及啓発を図ります。(商工課)
- 農業経営や農産物の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、国県の補助事業制度を活用し、計画的に技術・経営力向上を図ります。(農政課)
- 大規模な災害発生により、多数の家畜が死亡して死体が放置された場合、家畜の伝染病がまん延する可能性があるため、県と協力し多数の死亡家畜死体処理措置体制の整備を図ります。(農政課)
- 農林業用施設の点検・診断等を行い、耐震化や長寿命化対策などを推進します。(農林整備課)

5-2 風評被害による観光業等への影響

【来訪者への早期の情報発信】

- 平時より観光資源を磨き上げるとともに、迅速かつ広域的な情報発信と電子決済サービスの活用により、早期の観光経済の回復を図ります。(観光課)

5-3 人口流出・高齢化による労働力の低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害時の人材確保に関する連携強化】

- 日頃から災害協定を締結している自治体や事業者との連絡体制を密にするるとともに、大規模災害時におけるスムーズな受援体制が図れるよう関係課、関係機関等と連携を図りながら「受援計画」の策定をすすめます。(防災安全課)
- 魚沼市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害ボランティアの円滑な受入体制の構築を推進します。(福祉支援課)

目標 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等エネルギーの供給停止が長期化する事態

【電力・燃料等の確保対策の推進】

- 災害協定を締結している事業者との連絡体制を密にし、災害発生時における優先的な協力体制の構築を図ります。(防災安全課)
- 適切に庁舎管理を行い、非常用発電機の維持に努め、備蓄可能なエネルギーの計画的な整備を推進します。(消防本部)
- 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画 (BCP) を策定し、資機材を確保するとともに関係団体との連携をすすめます。(業務課、施設課)
- ガス管の老朽化状況を調査したうえで布設替を行うことにより耐震化をすすめます。(施設課)

6-2 上下水道の供給・機能停止が長期化する事態

【水道施設の耐震化・耐水化、危機管理体制の整備】

- 水道施設 (管路を含む) の老朽化状況を調査したうえで改築更新や布設替を行うことにより耐震化、耐水化をすすめます。(施設課)

【主な目標指標】

水道管の耐震化率 13.2% (R1 末) ⇒ 16.0% (R7 末)

- 水道給水機能の早期回復を図るため、配水管網のループ化の整備による多重化を推進します。(施設課)
- 水道の取水・浄水機能の継続ができるよう非常用電源設備の計画的な更新を行います。(施設課)
- 上水道を使用しない防火水槽等の計画的な整備を推進します。(消防本部)
- 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画 (BCP) を策定し、関係団体との連携をすすめます。(業務課、施設課)

【下水道施設の耐震化・耐水化、危機管理体制の整備】

- 下水道施設 (管路、マンホールを含む) の老朽化状況を調査したうえで改築更新や布設替を行うことにより耐震化、耐水化をすすめます。(施設課)
- 下水道施設の汚水処理の継続ができるよう非常用電源設備の計画的な更新を行います。(施設課)
- 迅速な応急復旧を図るため、災害時における業務継続計画 (BCP) を策定し、関係団体との連携をすすめます。(業務課、施設課)

6-3	食料や日用品、燃料等の物資が不足する事態
	<p>【物資供給体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物資の確保については、有事の際にスムーズに機能するよう、災害協定を締結している各関係機関とのより一層の連携強化に努めます。(防災安全課) ● 「魚沼市地域防災計画」に基づく適正な備蓄量を確保するとともに、各避難所での分散備蓄や各地域における備蓄拠点施設について調整を図ります。(防災安全課) ● 要配慮者用の食料については、関係課等と連携しアレルギー対応食の充実を図りながら、適正な備蓄量の確保に努めます。(防災安全課) ● 家庭や事業所、病院等におけるローリングストック法による食料備蓄の重要性について周知を強化します。(防災安全課) ● 福祉施設や事業所において、普段から備蓄食材のローリングストックを推進するとともに、災害備蓄の重要性について普及啓発を図ります。(福祉支援課) ● 高齢者に食料・物資が供給できるように防災安全課と連携しながら検討をすすめます。(介護福祉課) ● 介護施設に食料・物資が不足した際の支援体制・情報提供体制について防災安全課と連携しながら検討をすすめます。(介護福祉課)
6-4	重要な交通ネットワークが分断・閉塞する事態
	<p>【災害に強い交通ネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的にすすめます。(建設課)【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。(建設課)【再掲】 ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新をすすめます。(建設課)【再掲】 ● 平時から関係機関と道路状況の情報共有を図り、机上だけでなく実車両等で道路状況の確認を推進します。(消防本部) <p>【国・県等との継続的な連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国、県等との連携を密にし、道路機能の停止が短期間となるよう情報収集を行います。(防災安全課)

目標 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	<p>【森林整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 森林の公益的機能（土砂流出防止、土砂崩壊防止、土壌侵食防止、洪水緩和、水量調節等）が発揮されるよう「魚沼市森林整備計画」で定める「公益的機能別施業森林」の区域内において適切な森林整備・保全活動及び治山施設の整備を推進します。（農林整備課）（再掲） ● 土砂災害から人命を守るため、国や県に対して、砂防関係施設の長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を働きかけます。（建設課） <p>【農業水利施設における防災・減災事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災した場合に影響が大きい農業水利施設の地震・豪雨対策や老朽化対策などを推進します。また、甚大な被害が生じるおそれのある農業用ため池については、ハザードマップの作成・配布に取り組みます。（農林整備課） <p>【地域資源の保全活動の取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取組をすすめ、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等を後押しします。（農政課）
7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	<p>【有害物質・危険物の拡散、流出対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質等の流出に備え、吸着マットや吸着用の珪藻土材などの機材を確保するとともに、県環境センター、消防本部及び河川管理者と連携し、汚染被害を最小限に抑えるよう対策を講じます。（生活環境課） ● 危険物取扱事業者に適切な指導を行い、法律厳守、安全策の徹底を推進します。（消防本部）

目標 8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<p>【災害廃棄物の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の特定建築物において、耐震改修が未完了の建築物については、耐震化をすすめるよう指導を行います。（都市整備課） <p>【災害廃棄物の適正な管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 降雪期も見据えた災害廃物仮置場の候補地選定を行います。（生活環境課） <p>【廃棄物処理体制の連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害協定等を締結している自治体及び事業者へ応援要請を行い、事態の収束に向けて推進を図ります。（防災安全課） ● 災害廃棄物を迅速に処理する体制を構築するため、「魚沼市災害廃棄物処理計画」を策定します。（生活環境課） ● 単独の処理能力を超えた災害廃棄物を迅速に処理する近隣自治体及び民間事業者との協力体制を構築するため、関係先と災害発生時における相互応援に関する協定を締結し体制の確保に努めます。（生活環境課）
8-2	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<p>【道路交通網の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の孤立や交通の途絶を解消するため、雪や災害に強い道路交通網の形成を効果的にすすめます。（建設課）【再掲】 ● 避難路及び輸送路として重要な位置付けとなる緊急輸送道路等の整備を着実に推進することにより、道路交通網の一層の強化を図ります。（建設課）【再掲】 ● インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新をすすめます。（建設課）【再掲】 <p>【住宅の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮設住宅建設、民間賃貸物件の借上げ、公営住宅の提供など、避難先の保全管理及び安心した住まいの提供が迅速になされるべく、必要な対策を図ります。（都市整備課） <p>【土地の調査、確定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査を計画的にすすめます。

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	<p>【自主防災組織の活動促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市補助事業により、自助・共助の防災意識の醸成を図り、地区防災計画策定の取組を促進します。(防災安全課)【再掲】 ● 市民のコミュニティ活動の一層の推進を図るため、魚沼市コミュニティ活動助成事業補助金を交付し、コミュニティ協議会が行う活動支援を行うとともに、集落支援員を配置し地域課題解決に向けた活動の支援を行い、顔が見えるコミュニティづくりを目指します。(地域創生課)

7. 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

本計画に掲げる推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、国土強靱化の取組の推進を図ります。なお、分野別の具体的な事業計画は別に定めます。

(2) PDCAサイクルによる施策の推進

強靱化に向けた計画の推進にあたっては、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証する、PDCA (Plan「計画」⇒ Do「実行」⇒ Check「評価」⇒ Action「改善」) サイクルに基づいてすすめていくことで効果的な展開を図ります。

(3) 推進体制

本計画に掲げる推進方針に基づき、全庁横断的な推進体制のもと計画を推進するとともに、国や県、近隣自治体、地域、各種団体、民間事業者等との連携を図ります。

(4) 計画の見直し

本計画は、本市をとりまく社会・経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮しつつ、国基本計画及び県地域計画や魚沼市総合計画との整合を図るため、適宜、見直しを行うものとします。

また、本市の強靱化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しに合わせ、必要な検討を行い、整合を図ります。

魚沼市国土強靱化地域計画

令和3年3月 策定

魚沼市総務政策部企画政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地

TEL 025-792-1425 FAX 025-792-9500

URL <https://www.city.uonuma.niigata.jp/>

人と四季がかがやく雪のくに



魚沼市

令和3年3月